

新市建設計画

平成17年3月

本庄市・児玉町合併協議会

平成26年12月変更

令和元年12月変更

本庄市

目 次

第1章 計画策定の方針	1
第2章 新市の課題	2
第3章 主要指標の見通し	5
第4章 新市建設の基本方針	7
第5章 新市の主要事業	15
第6章 新市における県事業の推進	31
第7章 公共施設の適正配置と整備	33
第8章 財政計画	34

第1章 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、本庄市及び児玉町の合併にあたって、新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、この方針に基づく総合的かつ計画的な施策項目（新市の主要事業）を定めるものです。この実現を図ることによって、本庄市及び児玉町の速やかな一体化を促進し、本地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目指しています。

(2) 計画の構成

本計画は、新市の建設にあたっての基本方針、これを実現するための主要事業、公共施設の統合整備および財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

新市の主要事業および財政計画については、平成18年度から令和7年度までの20カ年にかかるものとします。

第2章 新市の課題

新市建設計画策定の前提として、新市の課題を整理します。

1 新市の全般的な課題

新市のまちづくりの目的は、市民が長く安心して暮らせるまちをつくることであり、新市の市民からゆとりをもって安心して暮らすことができるまちをつくることが求められています。まちづくりを進めるにあたっては、こうした市民からの要望に応えていく必要があります。

新市は高速道路や鉄道などの交通条件に恵まれ、商工業などの事業所が多く立地しています。さらに新幹線本庄早稲田駅の開業により、首都圏と北関東・上信越地方の交通結節点になることが予想されます。

こうした高い利便性とともに、本地域は山間部の緑や河川・湖などの豊かな自然環境を有していることに加えて、多様な農産物を生産するなど、豊かな土地の恵みにも支えられています。

新市は、高い利便性と良好な環境とのバランスをとりながら、地域の活性化を図り、福祉や医療などの公共サービスを十分に行うことができる経済的・社会的な基盤を確立することが必要であり、「開発」と「環境保全」のバランスを保ち、「経済活力」や「公共サービス」と調和を図ることが求められています。

新市においては、北関東・上信越地方や首都圏などから多くの人が集まりやすいという条件を生かして、経済や文化など新たな価値を生み出すまちづくりを推進するとともに、福祉や医療などの充実を図り、ゆとりをもって安心して暮らすことができるまちをつくることが、全般的な課題といえます。

2 分野別の課題

(1) 子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるまちづくり

新市の第一の課題は、市民の願いに応えて誰もが安心して暮らせる条件を整えることです。そのためにはお年寄りはもちろんのこと、子どもや子育てに悩む親も含めた市民全体が暮らしやすい条件を整えていくことが必要になります。

いつでも安心して暮らせるように介護や福祉のサービスを充実させるほか、年代を問わずに気軽に参加できる健康づくりの機会を確保したり、子育てがしやすい条件の整備に努めるなど、誰もが心身の健康を守りながら安心して暮らせるまちをつくることが、大きな課題となっています。さらに、老後も生きがいをもって活躍できる場の確保も重要な課題といえます。

(2) 人にやさしい、環境と調和したふるさとづくり

新市は水と緑の自然環境に恵まれ、自然と調和した営みが繰り広げられてきました。今後ともこうした活動を継承して、地域の貴重な資源を保全していくことが重要な課題となります。汚水を適切に処理して河川の水質を守るなど、水を大切にした取り組みや、廃棄物の適切な処理と減量化による環境負荷軽減などが求められています。

これとともに、本地域では水や緑・花を生かした交流が始まっています。こうした取組を通じて環境と共生したまちづくりを広げ、地域の魅力を発揮することで活性化を図っていくことが課題となっています。

(3) 地域を担い、明日を拓く人づくり

新市が市民にとって暮らしやすいまちとなるためには、地域の持続性を確立して、末永く暮らしていくという信頼を確立することが必要です。のために、環境と調和したまちをつくるとともに、将来を担う人材の育成と文化の継承が大きな課題となります。

このため、学校教育のみならず生涯学習などのさまざまな機会を通じて、時代の要請に応える専門的教育を実施するなど、経済動向の変化などにも対応しうる知識や経験をもった人材を育成することが求められています。

また、新市に残る歴史的な文化遺産を継承し、これを新市で共有し尊重することによって、郷土愛を育てていくことが課題となっています。

(4) 地域を支える活力・産業づくり

新市が自立した地域として歩んでいくために、経済的基盤を確立することは大変重要な課題となります。新市は恵まれた立地条件を生かして、商工業などの事業所が多く立地していますが、今後はさらに充実する交通条件を生かして多くの人が集まる商業・業務機能を強化するとともに、すでに立地している事業所が担う経済活動を支援し、地域経済の活性化を図ることが大きな課題となっています。

さらに、豊かな自然環境を生かして、手軽に自然に触れるレクリエーションの機会を充実するとともに、地域の特性を発揮した農業の振興に取り組み、農業生産と都市農村交流の活発化を図ることが課題となっています。

(5) 人が集い、新たな活動が生まれる拠点づくり

新市は国道等の混雑が激しく、一部利便性が損なわれている地点も見られますが、関越自動車道のインターチェンジが立地しているほか、道路・鉄道などの交通基盤が内外を結んでいるなど交通条件に恵まれています。また、新幹線本庄早稲田駅の開業に伴って、北関東・上信越と首都圏の交通の結節点として飛躍することが期待されています。こうした条件を最大限活用し、地域活性化の起爆剤とすることが大きな課題となっています。

このため、国道等の交通基盤の充実を図るとともに、さまざまな交通手段の連携による総合的な交通ネットワークを確立して、高速交通の充実による恩恵を本地域全体に広げることが求められています。また、新市の新たな礎となる都市拠点を形成することが、大きな課題になっているといえます。

(6) 市民と行政のパートナーシップの促進

これからは、市民と行政のパートナーシップを前提とした、市民主体のまちづくりを進めていくことが大きな課題となります。このため、新市の行政は、地域社会が自ら活発な活動を行うための条件を整えるなどの支援に努め、事業やサービスを行う組織を支える「サポート役」へ転換することが課題となっています。また新市の行政は、市民に行政のあり方が十分理解され、判断できるように、計画段階の情報や政策・事業評価を市民と共有し、より良い取組をともに探っていく情報共有の姿勢が求められています。

こうした転換の結果として、行政が直接事業を行う部分が減少することが期待され、結果として行政組織はさらにスリム化し、効率化をはかることが可能になります。行政のあり方を見直し、本当に必要な部分へ行政資源を投入するという事業の集中と、成果の検証を行う成果志向に立った行政運営への転換を図ることが大きな課題であるといえます。

第3章 主要指標の見通し

本庄市及び児玉町の現状をふまえて、新市の人口および世帯数は以下のようになると考えられます。

1 人口・年齢別人口

新市の人口は、当面は転入等による人口増加が続き、平成12年（2000年）の82,670人（国勢調査：年齢不詳を除く・以下同）から平成17年（2005年）には83,439人まで増加することが予想されます。その後、少子化の影響が顕在化するなどの要因によって人口は減少に転じ、令和7年（2025年）には78,761人になると予測されています。

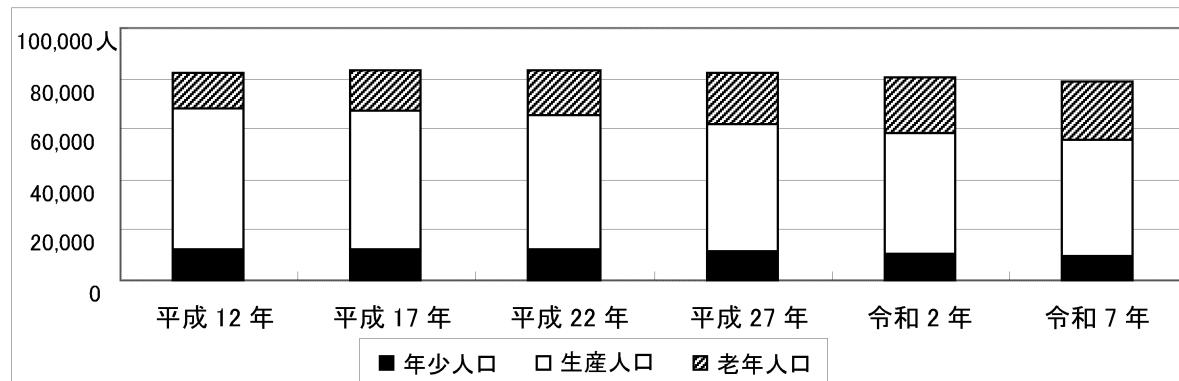
これを年齢別にみると、年少人口（0～14歳）については、少子化の影響が顕在化し、平成12年（2000年）の12,775人から、平成27年（2015年）には11,768人、令和7年（2025年）には9,702人まで減少すると予測されます。

一方、老人人口（65歳以上）は高齢化の進展によって急増し、平成12年（2000年）の14,304人から、平成27年（2015年）には20,728人、令和7年（2025年）には23,389人まで増加すると予測されます。

これに伴って高齢化率は平成27年（2015年）には25.18%になると予測されます。（注1）

新市の将来人口予測

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
年少人口（0～14歳）	12,775	12,595	12,255	11,768	10,735	9,702
生産年齢人口（15～64歳）	55,591	54,555	52,972	49,823	47,747	45,670
老人人口（65歳以上）	14,304	16,289	18,131	20,728	22,058	23,389
総人口	82,670	83,439	83,358	82,319	80,540	78,761
年少人口比率	15.45%	15.09%	14.70%	14.30%	13.33%	12.32%
高齢化率	17.30%	19.52%	21.75%	25.18%	27.39%	29.70%



2 世帯数

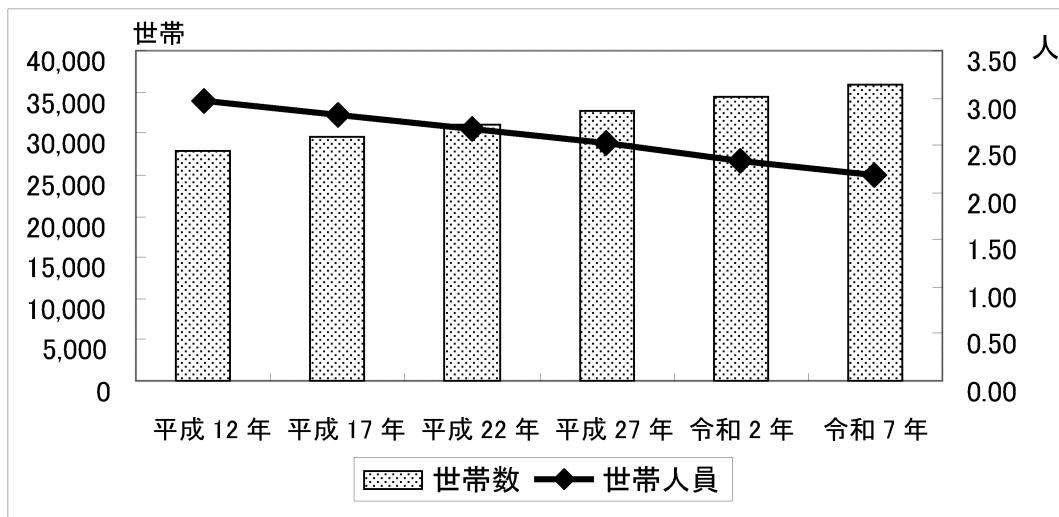
これまで、核家族や単身世帯が増加したことによって1世帯あたりの人員は減少し、世帯数は大きく増加してきました。

今後とも核家族や単身世帯が増加する傾向が続くと予測されることから、1世帯あたりの人員は平成12年（2000年）の2.96人から、平成27年（2015年）には2.51人、令和7年（2025年）には2.19人になると予測されます。

これにともなって、新市の世帯数は平成12年（2000年）の27,939世帯から、平成27年（2015年）には32,741世帯、令和7年（2025年）には35,990世帯になると予測されます。（注2）

新市の世帯数予測

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
世帯人員	2.96	2.83	2.68	2.51	2.34	2.19
世帯数	27,939	29,492	31,116	32,741	34,365	35,990
総人口	82,670	83,439	83,358	82,319	80,540	78,761



(注1) 人口予測については総務省資料。

(注2) 世帯予測については国勢調査資料により推計。

第4章 新市建設の基本方針

新市建設の基本理念と新市の将来像を定め、その実現のための基本目標を提示します。

1 新市建設の基本理念

基 本 理 念

安全・安心：誰もが憂いなく安全で安心して暮らせるまちをつくる

自立・交流：地域の自立と内外の交流によって豊かに暮らせるまちをつくる

参画・協働：市民自らが行動し、市民と行政が共にまちづくりに取り組む

いま、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。経済状況、環境問題、そして人口構造の変化など、私たちがこれまで経験したことのない大きな変動が始まっています。そしてこれから社会は「自己決定・自己責任」の認識のもとで取組が一層必要となってきます。

地方においても、地域が一体となって進むべき方向を自ら選択し、各々がまちづくりの役割を担い責任を果たすという大きな変革期が訪れているといえます。

こうした変化の中で、新市の誕生によって新たなまちづくりを進めるにあたって、周りに流されることなく確固とした意志をもって、前向きに取り組む姿勢が求められています。社会がどのように変化しようとも大切にしたい“まちづくりの姿勢”を基本理念として私たちは3つのメッセージに託します。

安全・安心：まちづくりに取り組む上での大前提是“安全と安心”です。本地域で暮らす私たちが地域社会にゆるぎない信頼を持ち、子孫にわたって永くこの地域で暮らすことができるよう、「誰もが憂いなく安全で安心して暮らせるまち」をつくることを目指します。

自立・交流：社会経済が大きく変化する中で、誇りを持ち、自らの責任を持つてまちづくりに取り組む、「自立」の姿勢を欠かすことができません。

私たちは、自立の気概を持って地域社会を運営できる社会経済の基盤を確立し、豊かに暮らすことができるまちを目指します。さらに、多くの人が集まりやすいという恵まれた条件を生かして、多くの人が集い、そして新たな価値を創造する「交流」を大切にしていきます。

参画・協働：これからは行政の一律平等を追求する取組に加えて、市民自らが行動する「参画」による地域の実情にあったきめ細かい取組が必要です。私たちは市民主役の「参画」のまちを目指します。

「参画」のまちづくりとは、行政が市民の活動をサポートする役割を担い、市民と行政が手を携えていくことが必要であります。私たちは、市民と行政が各自の役割を明確にしながら、ともにまちづくりに取り組む、「協働」のまちを目指します。

2 新市の将来像

つどい、でかい、まなび、ふれあい みず・みどり・まちが織りなす暮らしの舞台 ～緑豊かなゲートウェイ都市の創造～

私たちは、本地域をめぐる大きな変化を受け止めて、新市の基本理念である「安全・安心」「自立・交流」「参画・協働」に基づいて、まちづくりを進めます。

本地域が目指すまちは、誰もがつどい、でかい、まなび、ふれあうことで、新たな価値を創造するまちです。こうした多様な魅力を持ったまちをつくるため、新しい時代にふさわしい高度で多様な施設や機能が求められています。また、利根川、小山川などの河川や間瀬湖などの湖沼、そして山間地などに代表される、恵まれた自然条件や居住空間を守り育て、これまで形成されてきた都市的利便性と豊かな自然が両立した、ゆとりと安らぎの暮らしの場となるまちづくりが求められています。

こうした恵まれた条件を生かし、本地域で長く子孫の代まで安心して暮らせる「みず・みどり・まちが織りなす暮らしの舞台」づくりを目指します。

こうした、誰もがゆとりと安らぎをもって物心ともに豊かに暮らすことができるまちをつくるため、本地域の持つ恵まれた条件を最大限に発揮しながら、多くの人が訪れ、新たな活動が生まれる機会をつくる必要があります。

本地域は首都と各地を結ぶ高速交通基盤が結合するという、全国を見てもほかに存在しない有利な条件を持ち、これまでにない活力を持ったまちをつくりえる可能性を秘めています。私たちのこの地域を豊かで安らぎとゆとりがあるまちとするため、この恵まれた条件を生かして多くの人が集まる都市を目指します。

以上のようなことから、新市の将来像を「つどい、でかい、まなび、ふれあい みず・みどり・まちが織りなす暮らしの舞台 ～緑豊かなゲートウェイ都市の創造～」とします。

3 新市の基本目標

(1) 子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるまちづくり

・・・・・「保健・医療・福祉分野」に関する目標

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を進めていくことは、市民の要望に応えるだけでなく、まちづくりを進める際の前提とも言える取組であります。

こうした考えに基づき、市民がさまざまな活動に取り組んでいくために、誰もが健康で生き生きと暮らすことができるまちを目指すとともに、病気やけが、体の衰えたときでも安心して暮らせる条件を整えることを目指します。

また、男女共同参画社会の実現を目指した取組を進めるとともに、子どもを産み育てることに対する不安を軽減し、子育てを支える仕組みの構築と充実を目指します。

(2) 人にやさしい、環境と調和したふるさとづくり

・・・・・「環境・防災分野」に関する目標

自然環境や防災に関連する取組は多岐にわたりますが、いずれも自然の恵みを享受しながら、長く自然と共生していくために欠かせないことです。

本地域は、周辺地域も含めて産業活動が活発なため、環境負荷を増大させる要因が多いといえます。これに加えて、人口規模の大きい市街地が広がっていることから、適切な汚水処理や廃棄物の減量化を目指します。

こうした取組と並んで、誰もが水や緑に触れる機会を創造することによって、自然の恵みとうるおいを実感できるよう、体験や交流の機会の充実を目指します。

さらに、自然の猛威から市民の暮らしを守るために、防災施設・基盤の充実に努めるとともに、自らの安全を自ら守ることを基本とした市民の防災意識の高揚に努めます。

(3) 地域を担い、明日を拓く人づくり

・・・・・「教育・文化分野」に関する目標

これからまちづくりは、「人づくり」が重要です。このため、小中高等学校などの教育を充実していくとともに、より高度で専門的な知識と経験をもった人材の育成を目指します。このため、新市が誕生することを機に、こうした多様化や専門化に対応する体制を整え、専門的な人材を育て多様な生涯学習に対応する体制を確立することを目指します。

例えば映像や情報通信関係の施設を有効活用することによって、私たちは

全国でも類を見ないほどの高度な機能を利用しながら、さまざまな経験をつむことが可能になります。また、こうした機能を利用するすことによって、歴史的な遺産や伝統行事などの保存に役立てるとともに、情報発信や学習などの新たな取組を推進します。

(4) 地域を支える活力・産業づくり

・・・・・「産業分野」に関する目標

産業の振興は、これからの中づくりを進める際に欠かせない、その経済的前提となる取組であり、私たちのまちを自ら担っていくための自立した経済基盤が強く求められています。

本地域は、首都圏と北関東・上信越の結節点に位置し、事業所の立地に適した条件を持っているほか、新幹線本庄早稲田駅の開業など、高速交通網が飛躍的に充実するという恵まれた条件を持っています。さらに、交通等の利便性に加えて、農業等において全国レベルの生産量と質を誇る農産品を持つなど、各産業に「強み」を多く持っています。

このような恵まれた条件や強みを最大限に生かしながら、「強みをさらに強くする」ことを原則に、商業・工業・農林業の各産業において、生産・販売の支援や各種基盤整備を通じて産業の振興に取り組み、経済的基盤の確立を目指します。

(5) 人が集い新たな活動が生まれる拠点づくり

・・・・・「交通・基盤整備分野」に関する目標

交通・基盤整備分野の取組は、経済的基盤を築いて新市が大きく飛躍するためにも、欠かすことのできない取組であると言えます。

本地域は関越自動車道の本庄児玉インターチェンジに加えて、新幹線本庄早稲田駅の開業により、高速交通網の結節点として大きく飛躍することが期待されています。こうした結節点には多くの人が集まってくれることが予想されることから、人々がスムーズに移動ができ、そしてさまざまな活動に取り組むことができる条件を確立することを目指します。

例えば、市の交通ネットワークの充実を目指して、交通結節点にふさわしい道路交通網を整備するとともに、市内を円滑に移動できるように公共交通の充実を図ります。これとあわせて、交通安全対策の充実を通じて安心して移動ができるまちをつくり、交通面での利便性と安全性を両立した都市の形成に取り組みます。さらに、新幹線本庄早稲田駅をはじめとする本地域内の各都市拠点においても、産業や文化などさまざまな活動を誘発するような施設機能の立地と活用を推進します。

(6) 市民と行政のパートナーシップ

・・・・・「市民参画・行財政改革分野」に関する目標

これからの中づくりは、行政が主導的な役割を果たすことから転換して、市民が主体となって行動しそれを行政が支えるという、市民と行政のパートナーシップを構築していくことが求められています。

このため、営利・非営利を問わず民間団体が公共サービスを担えるように、さまざまな制度をつくるなど、これまで行政が中心的に担ってきた公共サービスを市民や民間団体が主体的に担っていけるよう条件整備に取り組み、より柔軟できめ細かい公共サービスを育てていきます。

また、これまで別の市町に暮らしてきた市民同士が交流する機会をつくり、これからの中づくりについて意見を交わしたり、自ら施設を管理するなどの市民参画型の事業の導入を目指します。

そして、これまで行ってきた事業等の取組に関する情報を、市民との間で共有するために、情報公開を一層推進いたします。

また、個人情報については、取り扱いに十分注意し保護に努めます。

さらに、行政課題に対応した組織のスリム化や弾力的な運営、より効果の高い事業への投資などによって、効率的な行財政運営を図ります。

加えて広域的な行政課題への対応のため、近隣市町村や国、県などとの連携もますます重要になっており、これに柔軟に対応できる体制の構築を目指します。

4 新市の地域構造

本地域は山間部や田園地域、都市的地域など、多種多様な地理的条件を持っていることから、地理的にそれぞれの特性を生かした整備を進めることができます。このため、新市を以下の4つのゾーンによって形成されるものとして、それぞれの整備の方向を以下のように定めます。

①林間自然環境ゾーン

このゾーンは小山川の源流部や間瀬湖などを持ち、水と緑に恵まれた地域であり、自然環境に触れることができる貴重な場を提供するゾーンとなって います。

こうした特性を生かして、このゾーンでは山林の適正管理を通じた育成・保全を図り、新市にとって貴重な水と緑を守ることに努め、あわせて定住環境の充実に努めます。これとともに、レクリエーション施設の整備や農林産物の生産振興などを通じて、本地域ならではの恵みと安らぎを提供することを目指します。

②田園定住環境ゾーン

このゾーンは、広々とした平野の中にゆとりある住宅地が多く存在し、新市の中でもゆとりを実感しながら暮らすことができる空間ということができます。また、豊かな田園地帯が広がり、自然の恵みを感じるばかりでなく、新市における産業の一翼を担う地域となっています。

こうした特性を生かして、このゾーンでは農地の適正な保全を図りながら、食品加工や情報産業など環境と共生した産業の立地誘導を図り、環境と共生した活力の実現を目指します。これとともに、質の高い都市基盤に支えられた住宅地の整備を促進し、あわせて歴史・文化の拠点を整備することで、ゆとりある暮らしを実現するゾーンとなることを目指します。

③市街地活力創造ゾーン

このゾーンは、既成市街地の中に産業関連の機能が多く立地し、現在の本地域の活力を牽引する役割を果たしています。これとともに利便性の高い住空間や商業空間が国道等の主要道路沿道などに展開し、利便性の高い暮らしを営むことができるゾーンとなっています。

このため、このゾーンでは産業施設機能の充実を図り、あわせて研究開発機能の立地などを通じてこれまで以上に新市の活力向上を図っていきます。また、住空間や商業空間においては、交通利便性や防災などの観点から、狭あいな道路空間の解消を図るなど、街並みの整備を促進します。

④都市核形成ゾーン

このゾーンは新幹線本庄早稲田駅や本庄児玉インターチェンジなど新市の産業や交流を支える都市的な機能が集積しており、利便性の高い空間が形成されています。特に新幹線本庄早稲田駅周辺の土地区画整理事業などにより、新たな産業立地や定住人口の増加が見込まれ、これらを核として、新市と内外を結ぶ拠点的な役割を担っていくことが期待されています。

こうした条件を生かして、交通拠点を中心[new]に新市の新たな都市核を形成するとともに、研究開発や産業業務の拠点的機能の立地を図り、新市に貢献する新たな価値を生み出す交流・活力のゾーンとなることを目指します。

第5章 新市の主要事業

新市の基本理念と将来像を実現していくため、第4章で提示した6つの基本目標に基づき、以下に掲げる主要事業を中心として各種の事業を推進していきます。

事業推進に当たっては、本庄市及び児玉町の総合振興計画等をはじめ、埼玉県「彩の国5か年計画21」および広域行政計画を考慮しながら、新市としての一体性を速やかに確立するとともに、新たなまちづくりの視点に立って各分野における施策を計画的に行っていきます。

1 子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせるまちづくり

(1) 子育て支援

- ・子育てに悩む親を対象とした相談事業などに取り組み、子育てに関する不安の除去を目指します。
- ・保育所（園）や幼稚園の充実などを通じて、多様な子育てサービスを展開するとともに、児童の放課後対策を充実することによって、子育てと就労の両立を支援し、誰もが安心して社会参加できるよう努めます。

(2) 健康づくり

- ・保健センター等における健康診断や健康相談、食改善指導などを通じて、市民が自らの健康を守り、長く生き生きと暮らすことができるよう支援します。
- ・健康診断の充実や軽い運動の場の提供などを進め、市民の健康づくりを促進するとともに、健康づくりや軽いスポーツに取り組む組織や団体を育成し、市民の主体的な健康づくり活動を支援します。

(3) 医療体制の充実

- ・新市の医療施設間の連携を促進して、市民にとって身近な診療と高度医療のサービスが受けやすい条件の整備に努めます。
- ・新市における医療施設の支援などを通じて、機能強化を促進します。

(4) 高齢者福祉の充実

- ・高齢者などを対象に行っている介護サービスについて、その充実に向けた取り組みを促進します。
- ・高齢者の豊富な知識・技能が発揮できる場の確保に努め、生きがいづくりを支援し社会参加を促進します。

(5) 障害者福祉の充実

- ・ 障害者（児）の自立を支援するため、就労の場の確保など社会参加が促進されるよう支援します。
- ・ 家族の介護負荷を軽減するために、障害者（児）が地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの充実に努めます。

(6) 地域福祉の推進

- ・ 介護や給食などの福祉事業を担う NPO（非営利民間団体）の育成に努めるなど、福祉サービスの供給の多様化に努めます。
- ・ 市民自らが福祉活動を担うボランティアを育成し、身近なつながりの中でお互いが助け合える仕組みづくりに取り組みます。

(7) 勤労者福祉の充実

- ・ 中小企業における勤労者や非常勤の就業者、ボランティアなど多様な「働く人」の福利厚生を支援します。

(8) 人権の尊重

- ・ 人権意識の確立のための取り組みを進め、あらゆる人々の尊厳を守ることを通じて、誰もが誇りを持って生きることができる社会の構築を目指します。

(9) 男女共同参画の推進

- ・ 性による差別、固定的な意識を解消する意識づくり・啓発に努めます。
- ・ 職場や地域社会に進出・参加しやすい条件整備に努めるとともに、審議会等への女性登用の一層の推進など積極的な行政への参画を進めます。

(10) 消費者保護対策の推進

- ・ 複雑・多様化した消費者被害の救済等、安心して生活できるよう、法律相談や消費者相談などを充実します。

■主要事業

分 野	主 要 事 業
子育て支援	保育施設の整備、充実 保育サービスの充実 児童福祉施設の整備、充実
健康づくり	保健施設の整備、充実 健康づくり活動の促進
医療体制の充実	医療施設の整備促進 医療サービス、給付の充実
高齢者福祉の充実	高齢者福祉施設の整備、充実 高齢者福祉サービス、給付の充実 生きがいづくりの支援
障害者福祉の充実	障害者福祉施設の整備、充実 障害者福祉サービス、給付の充実
地域福祉の推進	地域福祉の推進
勤労者福祉の充実	勤労者福祉の充実
人権の尊重	施設の整備、充実 組織育成・支援 教育・啓発の充実
男女共同参画の推進	男女共同参画の推進
消費者保護対策の推進	法律相談・消費者相談の充実

2 人にやさしい、環境と調和したふるさとづくり

(1) 水と緑の保全

- 森林の保全育成や里山の保全を図るとともに、河川や湖沼等の水質向上に取り組み、緑の保全と水辺環境の再生に努めます。

(2) 環境負荷の軽減

- ごみ処理体制を確立するとともに、一般家庭における廃棄物の分別を徹底し、リサイクルなど廃棄物を資源として再利用する取り組みを推進します。
- 太陽光発電などの新たなエネルギーを活用するとともに、低公害の公用車購入などによる環境負荷の軽減に努めます。

(3) 都市景観の形成

- 市街地等における電線地中化などに取り組むとともに、建築物やその周辺の緑化や、標識や案内等への統一感のある意匠（デザイン）の導入など、市街地景観形成を図っていきます。
- 主要な道路や橋りょう等における意匠（デザイン）に配慮するなど景観形成を推進します。
- 遊休農地や農地の沿道を有効活用した田園植栽を推進し、市街地の緑化と合わせて花のあるまちづくりを推進します。

(4) 都市農村交流の促進

- 市民が自然環境に触れる機会を提供するとともに、自然体験の機会などを通じた環境教育の推進を図ります。
- 都市部からの来訪者が山間部等において豊かな自然に直接ふれることのできる場を提供します。これらの施設有効活用による内外の交流の活性化を図り、自然を生かした中山間地域の活性化に取り組みます。

(5) 防災体制の構築

- 新市における災害時の指揮命令系統の一元化とともに、避難場所や避難ルート、食糧等の備蓄を見直すなど、より効果的な防災体制の構築に努めます。
- 市民と行政の間で災害時の情報がスムーズに伝わるよう、防災情報ネットワークの構築を目指します。
- 公共施設の耐震化をはじめとする防災体制の構築に努めます。

(6) 防災・防犯組織の充実

- ・市民による自主防犯組織の充実を推進します。
- ・災害時に対応できるボランティアの育成に努めます。

■主要事業

分 野	主 要 事 業
水と緑の保全	上水道の整備 下水道の整備 公園緑地の整備 河川の浄化対策
環境負荷の軽減	リサイクルシステムの推進 省エネルギーの推進
都市景観の形成	市街地景観の形成 花のあるまちづくりの推進
都市農村交流の促進	都市農村交流の促進
防災体制の構築	消防施設の整備、充実 防災基盤の整備 防災情報施設整備、充実
防災・防犯組織の充実	防犯組織の支援 防災活動の円滑化

3 地域を担い、明日を拓く人づくり

(1) 学校教育の充実

- ・ 子どもたちが、心にゆとりを持って将来を考えることができるよう、児童生徒を対象とした相談などの取り組みを進めます。
- ・ 小中学校等において、児童生徒の自発性を育む教育を推進し、「生きる力」を育てる教育の充実を図ります。
- ・ 新市の教育施設において、情報化や国際化教育に対応できる機能の充実に努めます。
- ・ 新市の学区編成について、保護者・地域などの関係者の協議を踏まえて、柔軟な運営に努めるとともに、関係者の学校運営への参加を促進します。
- ・ 児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、小中学校校舎の改築や耐震整備を図ります。

(2) 生涯学習の活発化

- ・ 子どもたちのみならず市民全体を対象とした、地域学習、地域参加の機会を提供し、伝統行事や文化に触れる機会などを通じて、郷土を知り愛着を高めることを目指します。
- ・ 生涯学習の取り組みや行事などの情報に関して施設間のネットワークを支援し、文化・生涯学習に関する市民サービスの向上を図ります。
- ・ 専門的施設などを活用した質の高い市民学習を提供し、市民の学習意欲に対応していきます。
- ・ 新市内の文化施設等を活用して、文化・芸術の活動を喚起し、市民の文化芸術に対する関心や教養を高めることを目指します。

(3) 史跡・文化財の保全

- ・ 地域の生んだ歴史上の偉人や文化財など、歴史をテーマにした学習を促進します。
- ・ 新市内に存在する文化財を市民共有の財産として保護するために、保全や収蔵、展示等の充実を図ります。

(4) 伝統行事の継承

- ・ 新市内の各地域における行事など伝統文化の保全に努めます。
- ・ 情報技術を活用して、祭事等に関する記録・情報発信を促進します。

(5) 専門教育・研究の活発化

- ・ 新市における高度な施設・機能を活用した映像・情報に関する専門的研究の活発化に向けた支援を行います。
- ・ 新市における学術研究機関による高度教育の取り組みを支援します。

(6) スポーツ活動の促進

- ・ 新市内におけるスポーツ施設の有効利用を一層促進するとともに、スポーツ活動を担う組織の育成を図り、スポーツを通じた多様な活動の機会を提供します。

(7) 国際交流の推進

- ・ 新市における国際的な都市間交流の検討を行い、市民の相互訪問や経済・文化交流などの成果が上がる交流を推進します。
- ・ 新市に在住する外国人の支援の充実など、暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、市民との交流を促進します。

■主要事業

分 野	主 要 事 業
学校教育の充実	小・中学校施設の整備 ・学校校舎の改築及び耐震診断・耐震整備 ・教育設備・機能の充実 ・その他施設整備 人材の確保の推進 学校給食施設の改築等整備 学校外活動の促進
生涯学習の活発化	図書館の整備、充実 文化施設の整備 文化活動の促進
史跡・文化財の保全	歴史体験の基盤整備 展示施設・資料館の整備、充実 史跡の保全・文化財の保全
伝統行事の継承	行事の支援充実 人材の育成促進
専門教育・研究の活発化	専門教育・研究の活発化の推進
スポーツ活動の促進	スポーツ活動の支援充実 スポーツ施設の整備、充実
国際交流の推進	国際的な都市間交流の推進 国際交流の推進

4 地域を支える活力・産業づくり

(1) 商工業の立地促進

- ・ 主要幹線道路の沿線等において、新たな事業所が立地できる用地の確保を支援します。
- ・ 新市内における空オフィスや事業用地を活用して新規事業者の立地や起業を支援します。
- ・ 地元商店の経営支援や人が集まる機会の提供などの取り組みを通じて、魅力ある中心市街地の形成に取り組んでいきます。

(2) 事業者の自立と支援

- ・ 情報通信や環境分野に代表される研究機能や研究支援施設を核として、产学公地域の連携を推進し、新産業の創出や人材の育成を支援します。
- ・ 市内の産業の活性化を図るために、市内の企業・事業所に対する融資の充実や、経理・会計等の業務支援に取り組みます。
- ・ 新市における多様な産業立地を活かして、業種間交流を支援するほか、情報発信等に関する業務支援を進めます。

(3) 観光・レクリエーションの活発化

- ・ 新市の一体的な観光ルートの構築や観光イベントに関する情報発信などを通じて、分散していた観光拠点のネットワーク化を推進します。
- ・ 新市内に立地する各種レクリエーション施設について、内外への情報発信を通じて利用促進を図るなど、活性化を支援します。

(4) 農林業の振興

- ・ 認定農業者制度等の促進によって農業生産を担う中核的な農家・農業者の育成を図ります。
- ・ 安全で安心な競争力のある農産物の生産や販売・情報発信を支援し、農産物の地域ブランド化を図ります。
- ・ 森林組合などによる優良木材生産のための間伐・造林事業を計画的に推進します。
- ・ 中山間地域等における直売の機会を確保するほか、市街地における販売拡大の取り組みなどを喚起し、農林業の「地産地消」を推進します。

■主要事業

分 野	主 要 事 業
商工業の立地促進	商業立地の促進 工業立地の促進
事業者の自立と支援	事業者の自立と支援
観光・レクリエーションの活発化	観光・レクリエーション施設の整備 情報発信、PR の促進 イベント・交流の促進
農林業の振興	販売活動の支援 生産活動の支援 農業生産施設の整備 農業生産基盤の整備 農道・森林管理道の整備

5 人が集い、新たな活動が生まれる拠点づくり

(1) 交通ネットワークの確立

- ・ 新市内における基幹道路網の整備に取り組むほか、市街地における街路等の整備に取り組み、円滑に移動できる条件を整備します。
- ・ 主要鉄道駅周辺における駐車空間を確保し、鉄道と自動車交通の有機的な連携を促進します。

(2) 人にやさしい公共交通の確立

- ・ JR 高崎線・八高線について、その利便性を高めるために運行拡大を要請するとともに、八高線の電化促進に努めます。
- ・ 新市内における交通拠点や主要公共施設を結ぶ循環バス等公共交通の充実を図ります。

(3) 交通安全対策の充実

- ・ 交通事故の減少を目指して、警察等関係団体との協力のもとで、交通安全に関する意識啓発に努めます。
- ・ 関係機関との連携のもとで、交通安全施設の整備を進めます。

(4) あらゆる人が集う拠点の形成

- ・ 本庄早稲田駅周辺の開発（土地区画整理事業等）により、新市におけるまちづくりの拠点として早期に整備を進めます。
- ・ 産業業務拠点等において、事業所やサービス機関など業務機能の立地誘導を図ります。
- ・ 本庄地方拠点都市地域の整備地区において、市民の利便性向上に寄与するため既存公共施設の活用を図るとともに、新たな公共施設の立地を促進します。また、施設機能を誘導するなどの整備を促進します。

■主要事業

分 野	主 要 事 業
交通ネットワークの確立	広域幹線道路整備の促進 主要幹線道路の整備 生活道路（橋梁等を含む）の整備
人にやさしい公共交通の確立	鉄道の充実 バス路線の充実 鉄道駅周辺の整備
交通安全対策の充実	交通安全対策の充実
あらゆる人が集う拠点の形成	都市計画・市街地整備 住宅整備・供給の促進 情報通信基盤の整備 本庄地方拠点都市地域整備関係事業の推進

6 市民と行政のパートナーシップ

(1) 市民と行政の協働の仕組みの構築

- ・市民の意見や提言などを積極的に受け入れるしくみを整備するなど、市民参画を前提とした政策立案や行財政運営に努めます。
- ・市民と行政の情報共有などの取り組みを通じて、市民参画による協働のまちづくりの仕組みを構築します。
- ・公共サービスの担い手としての非営利団体等の育成を図るほか、民間企業の活力導入による事業を促進し、公共サービスの多様化とサービス向上を図ります。

(2) 市民活動の活発化と交流の促進

- ・市民が主体となったまちづくりを進められるよう、様々な活動の場を提供し、市民の積極性を喚起します。
- ・市民に身近な施設等を市民が主体的に管理・運営する、市民参画型の事業制度を導入します。
- ・市町ごとに行われていた行事の連携を促進するとともに、新市における市民間・地域間の交流の場を確保するなど、新市にふさわしい市民間の交流や連携を促進します。

(3) 行政組織の合理化・効率化、新たな事業手法の導入などによる行政改革の推進

- ・職員の定員・給与の適正化など簡素で効率的な行政体制を整備し、行政組織の合理化を図るとともに、これまでの市町の中で管理部門等重複した組織の一元化を進め、より重要な行政課題に対応する組織を充実させるなど、組織の効率化を図ります。
- ・近年の厳しい財政状況をふまえ、効率的な行財政運営を図ります。このため、今後行う施策・事業については、民間資金活用による社会資本整備（PFI）など先進的な事業手法を検討するとともに、事業評価等を通じてより効果・成果の高い事業に行財政資源を集中させるなど、施策・事業の適正な選択を行っていきます。また、指定管理者制度の導入によって事業費の削減と効率的な施設の管理運営を図ります。
- ・事業選定の過程等を市民に積極的に公開し、市民の意見・意向を事業実施に反映させるとともに、既設の施設等においても事後評価による効率的な活用を図ります。また、事業実施と評価においては、地域間の過度の格差が生じないように地域間のバランスに配慮した仕組みを構築しま

す。

(4) 広域行政の推進と、国・埼玉県との連携

- ・ 広域的な行政課題に対応して、周辺市町村と連携した事業の円滑な実施に努めます。
- ・ 新市の建設に際して、国・埼玉県の事業が重要な位置づけを持つことから、国・県との連携を強化し、適切な支援と事業の実施を求めていきます。

■主要事業

分 野	主 要 事 業
市民と行政の協働の仕組みの構築	市民と行政の協働の仕組みの構築推進
市民活動の活発化と交流の促進	公民館・コミュニティセンターの整備、充実 コミュニティ支援の充実 地域間交流活動の促進
行政組織の合理化・効率化・新たな事業手法の導入などによる行政改革の推進	庁舎施設の整備、充実 I T・情報化の推進 行政評価システム・指定管理者制度の推進 職員の定員・給与の適正化等簡素で効率的な行政体制の整備
広域行政の推進と、国・埼玉県との連携	広域行政の推進 国・埼玉県との連携

第6章 新市における県事業の推進

1 埼玉県の役割

新市は埼玉県北西部に位置し、群馬県の主要都市に近接するほか、関越自動車道や上越新幹線等の高速交通基盤が充実しており、首都圏と北関東・上信越の結節点として「職・住・遊・学」の拠点にふさわしい条件を持っています。今後は、地理的優位性と多様な産業立地ならびに豊かな自然環境が融合した都市として、更なる発展が期待される地域であります。

こうした中で、新市においては、合併を大きな契機として、地理的条件や地域資源などを十分に活用しながら特色あるまちづくりを進めることが期待されています。

埼玉県においては、新市と十分に連携しながら、新市の取組を積極的に支援することとします。

2 埼玉県の事業

(1) 交通基盤の整備

新市の交通基盤として、国道462号や県道等の整備を推進します。

このため、埼玉県においては、今後も新市と連携をとりながら、道路網の計画的な整備を行うとともに、歩道およびサイクリングロードの整備や沿道の緑化など、安全性や快適性にも配慮した整備を進めます。

(2) 河川の整備

主要な河川において、河川改修の整備を促進し、水害から郷土を守るために治水機能を強化するとともに、うるおいのある河川空間の整備を進めます。

(3) 下水道の整備

公衆衛生を向上させ快適な生活環境を確立するとともに、併せて、河川などの公共用水域の水質の保全に資するため、利根川右岸流域下水道の整備を進めます。

(4) 農業の振興

都市近郊という恵まれた立地条件を活かしながら、新市の豊かな自然資源を活用し、魅力あふれる地域として活性化するよう、ほ場整備事業、かんがい排水事業などを推進して農業の基盤整備を進めます。

(5) 森林の保全

山地に起因する自然災害を防止し、水源のかん養、生活環境の保全・形成を図るため、治山事業を推進して、森林の保全を進めます。

(6) 都市基盤の整備

新たな市街地の形成が必要な未整備地区において、個性を活かした魅力ある拠点づくりを進めるため、都市基盤整備と宅地造成を一体的に行う土地区画整理事業を促進します。

(7) 本庄地方拠点都市地域の整備

緑豊かな恵まれた自然環境と、関越自動車道や上越新幹線という優れた交通条件を有するこの地域に「職・住・遊・学」の諸機能を備えた、ゆとりと魅力ある自立的な地方拠点都市地域の形成を推進します。

第7章 公共施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整理については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次検討・整理を進めていくことを基本とします。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、財政状況等を踏まえる中で、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、合併に伴い総合支所となる旧児玉町役場庁舎等については、電算処理システムのネットワーク化など必要な機能の整備を図りながら、市民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、市民に身近なサービスを提供する拠点としての活用を図ります。

第8章 財政計画

1 財政計画の意義

合併後の新市のまちづくりを円滑に遂行するために適正な財政計画に基づいた施策・事業を実行することが求められています。

本財政計画は、新市における財政運営の指針として20年間について推計しています。

2 推計の対象

普通会計を対象とし、地方財政状況調査（決算統計）を基礎資料に、歳入については歳入科目ごと、歳出については歳出科目（性質別分類）ごとに推計しています。

3 推計の期間

合併後20年間（平成18年度から令和7年度）を推計しています。

4 個別的事項

平成18年度から平成30年度までの数値は、それぞれの年度の決算額、令和元年以降の数値は、過去の実績等を勘案して推計しています。

（1）歳 入

①地方税

・市民税

市民税は、法人市民税法人税割の税率の引下げを見込み推計しています。

・固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産ごとに推計し、令和3年度、令和6年度の評価替えを見込み推計しています。

②地方消費税交付金

消費税率10%（地方消費税率2.2%）で推計していますが、引上げ後の地方消費税が市に払い込まれるまで一定期間を要することから、消費税率10%の増収分は、令和2年度から推計しています。

③地方交付税

普通交付税は、歳入の市税、地方譲与税、各種交付金の見込み、歳出の公債費の見込みを連動させ、地方財政計画の変動を考慮して推計しています。また、合併算定替による加算措置は、令和2年度で終了

するものとして推計しています。

④国・県支出金

普通建設事業や扶助費の財源となる国・県支出金は、普通建設事業や扶助費の見込みと連動して推計しています。

⑤繰入金

減債基金繰入金を公債費、施設整備等基金繰入金を大規模修繕等に充てることを見込み推計しています。また、財政調整基金繰入金は、全体の財源不足額に合わせて推計しています。

⑥地方債

地方債については、普通建設事業の見込みと連動して推計しています。

(2) 歳出

①人件費

令和2年度以降、会計年度任用職員分を見込み推計しています。

②扶助費

過去の実績を考慮して推計しています。

③公債費

従来から予定されている償還額に、今後的地方債借入額に対する償還額を上乗せし推計しています。

④物件費

令和2年度以降、会計年度任用職員制度の導入による賃金の廃止を見込み推計しています。

⑤補助費等

一部事務組合への負担金は一部事務組合の計画を勘案し推計しています。また、下水道事業会計（令和2年度以降、農業集落排水事業を含む）への負担金等は今後の事業費・公債費の推移を考慮して推計しています。

⑥繰出金

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、過去の給付費の伸びを考慮して推計しています。また、令和2年度から農業集落排水事業が地方公営企業会計へ移行予定のため、繰出金から補助費等へ変更となることを考慮して推計しています。

⑦普通建設事業費

普通建設事業については、今後の主要事業を基に推計しています。

1. 歳入

単位：百万円

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地方税	10,128	10,993	11,045	10,576	10,477	10,752	10,766	11,073	11,338	11,200
地方譲与税	973	398	386	360	329	328	307	291	279	293
利子割交付金	28	39	38	31	28	22	19	18	16	14
配当割交付金	33	41	15	12	15	17	20	37	70	55
株式譲渡所得 割交付金	27	23	5	6	5	4	6	61	43	55
地方消費税交 付金	770	757	719	767	766	739	730	724	865	1,395
ゴルフ場利用 税交付金	55	58	56	57	51	47	48	46	42	45
自動車取得税 交付金	334	294	268	156	127	75	133	115	54	88
環境性能割交 付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方特例交付 金	268	70	137	153	153	137	47	45	42	45
地方交付税	3,829	3,341	3,534	3,828	4,464	4,572	4,597	4,488	4,337	4,637
交通安全対策 特別交付金	21	22	19	18	17	17	17	16	15	16
分担金及び負 担金	409	422	402	411	389	396	397	413	420	458
使用料及び手 数料	347	344	353	340	341	341	334	305	292	282
国庫支出金	1,832	2,398	2,375	4,767	3,946	3,647	3,414	4,141	4,881	4,069
県支出金	975	1,244	1,272	1,319	1,420	1,624	1,505	1,693	2,985	3,854
財産収入	64	60	43	61	319	983	26	250	59	200
寄附金	11	9	3	6	13	19	5	14	11	12
繰入金	9	463	21	881	123	10	10	6	47	23
繰越金	1,195	1,610	1,352	761	1,861	2,186	2,084	2,131	2,484	3,207
諸収入	577	584	481	506	412	461	423	508	549	547
地方債	1,409	1,453	1,503	2,060	2,888	2,565	2,585	3,512	6,030	4,868
歳入合計	23,294	24,623	24,027	27,076	28,144	28,942	27,473	29,887	34,859	35,364

単位：百万円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地方税	11,368	11,586	11,477	11,124	11,025	10,715	10,697	10,680	10,503	10,489
地方譲与税	269	271	274	269	269	269	271	271	271	274
利子割交付金	9	14	14	13	13	13	13	13	13	13
配当割交付金	36	47	39	50	50	50	50	50	50	50
株式譲渡所得 割交付金	22	52	35	36	36	36	36	36	36	36
地方消費税交 付金	1,232	1,283	1,441	1,433	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829	1,829
ゴルフ場利用 税交付金	45	44	43	39	39	39	39	39	39	39
自動車取得税 交付金	91	113	117	56	0	0	0	0	0	0
環境性能割交 付金	0	0	0	25	25	47	47	47	47	47
地方特例交付 金	49	50	58	77	77	66	66	66	66	66
地方交付税	4,248	4,040	4,039	3,824	3,454	3,393	3,418	3,446	3,571	3,653
交通安全対策 特別交付金	16	15	14	16	16	16	16	16	16	16
分担金及び負 担金	403	397	391	315	15	15	15	15	15	15
使用料及び手 数料	277	278	276	265	226	226	226	226	226	226
国庫支出金	4,236	4,116	4,139	4,381	4,592	4,652	4,674	4,628	4,758	4,724
県支出金	1,926	1,867	1,858	2,116	2,012	2,034	2,057	2,082	2,110	2,140
財産収入	344	76	38	61	61	61	61	61	61	61
寄附金	14	11	9	12	12	12	12	12	12	12
繰入金	591	610	204	269	312	833	1,349	1,665	1,673	1,382
繰越金	2,617	2,892	2,262	1,963	1,709	1,216	1,145	1,174	817	892
諸収入	570	418	423	783	479	479	479	479	479	479
地方債	4,314	2,162	2,097	2,556	2,719	2,720	3,280	3,037	2,889	2,566
歳入合計	32,677	30,342	29,248	29,683	28,970	28,722	29,780	29,871	29,481	29,009

2. 歳出

単位：百万円

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人件費	4,641	4,597	4,600	4,414	4,040	4,065	4,025	3,883	3,892	3,837
扶助費	4,081	4,179	4,322	4,629	5,750	6,108	6,196	6,243	6,434	6,547
公債費	2,495	2,593	2,455	2,393	2,350	2,300	2,640	2,315	2,435	2,672
物件費	2,065	2,116	2,009	2,099	2,012	2,115	2,182	2,347	2,540	2,607
維持補修費	89	83	90	92	103	123	164	149	182	212
補助費等	3,979	3,776	4,312	5,277	3,656	3,547	3,531	4,326	4,997	6,897
うち一部事務組合等	2,946	2,626	2,843	2,694	2,542	2,448	2,438	2,260	2,130	1,890
繰出金	2,471	2,908	3,348	2,867	3,166	2,853	3,019	2,922	2,985	2,786
積立金	16	20	11	9	1,057	1,532	1,132	1,258	770	3,223
投資・出資・貸付金	168	126	146	159	169	155	142	133	127	125
普通建設事業費	1,679	2,873	1,973	3,276	3,655	4,060	2,311	3,827	7,290	3,841
歳出合計	21,684	23,271	23,266	25,215	25,958	26,858	25,342	27,403	31,652	32,747

歳入歳出 差引額	1,610	1,352	761	1,861	2,186	2,084	2,131	2,484	3,207	2,617
-------------	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

単位：百万円

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	3,803	3,766	3,759	3,899	4,214	4,200	4,204	4,212	4,190	4,200
扶助費	6,757	6,905	7,009	7,087	7,151	7,221	7,298	7,384	7,478	7,580
公債費	2,977	3,417	3,141	3,191	3,144	3,137	3,175	3,301	3,369	3,482
物件費	2,619	2,799	2,758	2,824	2,626	2,650	2,641	2,648	2,626	2,639
維持補修費	217	265	418	424	428	428	428	428	428	428
補助費等	4,139	4,281	3,968	4,032	4,044	4,039	4,014	4,114	4,042	4,036
うち一部事務組合等	1,957	2,005	1,970	1,950	1,990	2,005	1,989	2,031	2,026	2,011
繰出金	2,214	2,311	2,430	2,547	2,509	2,550	2,592	2,636	2,680	2,727
積立金	1,658	1,790	1,408	1,020	7	7	7	7	7	7
投資・出資・貸付金	122	121	99	129	129	128	129	129	129	129
普通建設事業費	5,279	2,425	2,295	2,821	3,502	3,217	4,118	4,195	3,640	2,960
歳出合計	29,785	28,080	27,285	27,974	27,754	27,577	28,606	29,054	28,589	28,188

歳入歳出差引額	2,892	2,262	1,963	1,709	1,216	1,145	1,174	817	892	821
---------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-----	-----